

【ABC 消費者情報 Vol. 213】

◎海産物の電話勧誘トラブルにご注意！

「注文した覚えのない海産物が届いた」、「電話で海産物の購入を勧められ、承諾したところ、代金にとっても見合わないような商品が届いた」といった相談が寄せられています。

◆アドバイス

- 電話勧誘で契約した場合は、特定商取引法に定める書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフができます。
- 断ったのに一方的に商品が届いた場合、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。受け取ってしまった場合、事業者に対し返金を求めることができます。
- 「以前購入してもらったことがある」「海産物が売れないので助けてほしい」などと言って勧誘する場合があります。
- おかしいと感じたらきっぱりと断りましょう。困ったときは消費生活センターにご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
電話 099-808-7512